

千葉県社会福祉士会 会員:上中

負担金規則についての意見を述べさせていただきます。

〔提案理由〕

①公益法人化し今後更なる公益事業の実施に向け、会の財務基盤を強化する必要があり、それを会費収入や事業収入等のみに頼るのはいずれ限界が生じるは明らかであるため、新たな財源を確保しておく必要がある。

②会員として公益的活動をした場合であっても必ずしも報酬を得られない会員もいることから、再配分の原資を確保する必要がある。

③会を経由しない場合においても苦情案件については会が窓口となり更に倫理案件は社団法人日本社会福祉士会の綱紀委員会に諮ることになる、今後は県支部(千葉県社会福祉士会)単位での倫理案件対応を求められることから、対応原資を確保しておく必要がある。

以上、3点の理由はよく判ります。しかし、②③は、具体的にはそれぞれの委員会の対応課題であり、支部単位の対応課題ではないだろうと思います。だとしたら、支部としては、各委員会に規則制定を促し、下(委員会構成員)が規則を制定し、その一定割合を①に使うという過程が合理的で、かつ必要ではなかろうかと、思います。

とりわけ、パートナーは、業務に従事しても報酬がない場合が考えられる、パートナーを経由した場合、直接にパートナーが苦情対応に迫られるのですから。私見では、パートナーの総意による規則制定がまず必要だらうと痛感いたします。

以上、よろしく、ご検討くださいますようお願ひいたします。